

令和六年三月三十日（号外特第二十八号）公布
法律第四号地方税法等の一部を改正する法律は、
同年五月二十二日公益信託に関する法律の公布に
より

五三上 一六 公益信託に關する法律（令
五五下 一九 和六年法律第
五九） 三十三号）

と、同年六月七日新たな事業の創出及び産業への
投資を促進するための産業競争力強化法等の一部
を改正する法律の公布により

五三上 四三 新たな事業の創出及び産業
五五下 三四 への投資を促進するための
産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令
五九） 三十三号）

と、同年四月十二日特定農産加工業経営改善臨時
措置法の一部を改正する法律の公布により

五五上 終りから 特定農産加工業経営改善臨時
五五下 三二 措置法のの一部を改正する法律（令
七） 和六年法律第十五号）

と、同年五月二十九日都市緑地法等の一部を改正
する法律の公布により

五五下 二〇 都市緑地法等の一部を改正する
一一 法律（令和六年法律第四十号）

と、同年五月十五日流通業務の総合化及び効率化
の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の
一部を改正する法律の公布により

五五下 一五 流通業務の総合化及び効率化の
一六 促進に関する法律（令和六年法律第二十三号）

と、同年五月十五日流通業務の総合化及び効率化
の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の
一部を改正する法律の公布により

五五下 一五 流通業務の総合化及び効率化の
一六 促進に関する法律（令和六年法律第二十三号）

となった。

同年三月三十日（号外特第二十八号）公布法律
第八号所得税法等の一部を改正する法律は、同年
五月二十二日公益信託に関する法律の公布により

七〇上 終りから
七二下 二〇
七五 二一
八一 一八
八三上 六
一〇五 終りから
一三 一五
一三五 終りから
一五 一五
一三 一五
一三 一五
一三 一五

と、同年六月二十一日農業の生産性の向上のため
のスマート農業技術の活用に関する法律の
公布により

八〇上 終りから
一四下 九
二四下 二一
二四下 二一
二四下 二一

と、同年六月七日新たな事業の創出及び産業への
投資を促進するための産業競争力強化法等の一部
を改正する法律の公布により

九三上 終りから
九五下 二〇
一〇〇上 二六
一一一上 一七
一一二下 一七
一一四上 一六
一一四上 一七

と、同年五月二十九日都市緑地法等の一部を改正
する法律の公布により

と、同年四月十九日地域再生法の一部を改正する
法律の公布により

一一四上 終りから
一一四上 二〇
一一四上 二〇
一一四上 二〇

と、同年五月二十二日公益社団法人及び公益財団
法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律
の公布により

一一四下 終りから
一一四下 二二
一一四下 二二
一一四下 二二

と、同年五月十五日流通業務の総合化及び効率化
の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の
一部を改正する法律の公布により

一一四下 終りから
一一四下 二二
一一四下 二二
一一四下 二二

と、同年五月十五日流通業務の総合化及び効率化
の促進に関する法律の公布により

同年三月三十日（号外特第二十八号）公布政令
第三百三十八号地方税法施行令の一部を改正する政
令は、同年五月二十二日公益信託に関する法律の
公布により

一四七下 終りから
一四七下 二〇
一四八上 一九
一四八上 一九
一四八上 一九

と、同年三月三十日（号外特第二十八号）公布政令
第四百一十一号所得税法施行令の一部を改正する政
令は、同年五月二十二日公益信託に関する法律の
公布により

一五〇下 終りから
一五〇下 二〇
一五〇下 二〇
一五〇下 二〇

と、同年三月三十日（号外特第二十八号）公布政令
第四百四十三号相続税法施行令の一部を改正する政
令は、同年五月二十二日公益信託に関する法律の
公布により

一五八上 終りから
一五八上 一四
一五八上 一四
一五八上 一四

と、同年三月三十日（号外特第二十八号）公布政令
第四百四十五号消費税法施行令等の一部を改正する
政令は、同年五月二十二日公益信託に関する法律
の公布により

同年三月三十日（号外特第二十八号）公布政令
第五百一十一号租税特別措置法施行令の一部を改正
する政令は、同年五月二十二日公益信託に関する
法律の公布により

一六六上 終りから
一六六上 二〇
一六六上 二〇
一六六上 二〇

と、同年六月七日新たな事業の創出及び産業への
投資を促進するための産業競争力強化法等の一部
を改正する法律の公布により

一七七下 終りから
一七七下 四
一七七下 四
一七七下 四

と、同年五月二十九日都市緑地法等の一部を改正
する法律の公布により

一七七下 終りから
一七七下 七
一七七下 七
一七七下 七

と、同年三月三十日（号外特第二十八号）公布政令
第五百十六号復興特別所得税に関する政令の一部
を改正する政令は、同年五月二十二日公益信託に
関する法律の公布により